

熊本市私道復旧補助金(平成28年熊本地震復興基金)制度の 相談及び申請の窓口について

場所 各土木センター、地域整備室【各連絡先、場所等は下記をご参照ください。】

受付時間:AM8:30～PM5:15 土日祝日除く平日のみ
制度の概要についてのお尋ねはお電話でも受け付けております。
本制度の対象となるかどうかについては窓口でお話を伺いますので、事前にお問い合わせの上で管轄の窓口にご相談ください。

【中央区土木センター】 住所 熊本市西区蓮台寺5丁目7-1 電話 096-355-2936(総合窓口)	【南区土木センター】 住所 熊本市南区富合町清藤405-3 (南区役所内) 電話 096-357-4154(総合窓口)
【西区土木センター】 住所 熊本市西区蓮台寺5丁目7-1 電話 096-355-2937(総合窓口)	【北区土木センター】 住所 熊本市北区鹿子木町66 (北区まちづくりセンター内) 電話 096-245-5050(総合窓口)
【東区土木センター】 住所 熊本市東区佐土原3丁目1-65 電話 096-367-4360(総合窓口)	

制度の概要や申請書の様式は、熊本市
ホームページからご覧いただけます。

TOP くらし・環境 交通・道路・河川・公園
道路 私道復旧補助金交付制度について

作成 熊本市都市建設局土木部
土木総務課
096-328-2475(直通)
平成29年10月作成



熊本市私道復旧補助金制度のご案内 【平成28年熊本地震復興基金】



平成28年熊本地震で被災した 私道の復旧を補助します

本制度は、熊本県による「平成28年熊本地震復興基金」からの
補助金が交付される間、実施される制度です。

熊本市私道復旧補助金(平成28年熊本地震復興基金)
制度について(概要)

対象となる私道	(1) 一般交通の用に供しているものであること。 (2) 公道(道路法上の道路等)に接続するものであること。 (3) 幅員が概ね1.8m以上であること。 (4) 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいること。 (5) 集落等で維持管理しているものであること。
対象となる範囲	平成28年熊本地震で被災した私道で2戸以上の住宅が利用する部分
対象となる工事	<u>・地震前の状態に戻す(原形復旧)工事</u> <u>・工事に必要な調査・設計業務</u>
工事内容によっては、私道復旧補助金の対象外となる場合があります。 その場合でも下記の熊本市私道整備補助金制度の対象となる場合がありますので、お気軽にご相談ください。	
原形復旧工事の例	・被災した砂利道を砂利道に復旧 ・被災したアスファルト舗装道をアスファルト舗装にて復旧 ・被災した安全防護柵・側溝を被災前の状態に復旧 熊本市私道復旧補助金
*被災による原形復旧工事に該当しない工事の例	・熊本地震を原因としない整備・補修(整備・補修工事) ・被災した砂利道をアスファルト舗装道に復旧 ・道路の幅員拡張や舗装の延長を行う工事(質的改良を伴う工事) ・被災した私道の復旧にあわせて安全防護柵・側溝を新設(地震前になかった構造物等を新設する工事) 【熊本市単独事業】 熊本市私道整備補助金 交付額上限:250万円 交付要件等は熊本市私道復旧補助金と異なりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。
交付金額	(1) 事業費が1,000万円以下の場合 対象事業費の3/4 (2) 事業費が1,000万円を超え、2,000万円未満の場合 対象事業費の1/2を乗じた額に250万円を加えた額 (3) 事業費が2,000万円以上の場合 1,250万円(交付額上限) 事業費が50万円未満の場合は補助金の交付対象となりません。

熊本市私道復旧補助金(平成28年熊本地震復興基金)
制度の申請の流れについて

